

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）等に対する意見公募の結果について

令和 8 年 10 月 21 日
原子力規制委員会

1. 概要

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）等について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和8年7月 30 日から同年8月 28 日まで(30 日間)

対 象：

- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程(案)
- 令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:10 件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは3件であった。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案等
に対する御意見への考え方

令和8年10月21日

1 改正規則に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
1-1-1	（申請書本文事項と添付書類事項に関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用済燃料の取出し状況や放射線被ばく管理を申請書本文事項とし、添付書類との重複を解消する方向は、事務の簡素化につながる点で支持します。ただし、全体として記載事項が増える恐れがあるため、真に必要な最小限の事項に絞り、さらなる簡素化を徹底してください。行政事務の削減を優先すべきです。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請事項等に係る見直しについては、申請書及び添付書類の記載事項を適正化するものであり、記載事項を新たに追加するものではありません。
1-2-1	（放射線被ばくの管理に関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2 ページ「廃止措置に伴う放射線被ばくの管理」について、被ばく管理についてもその被ばく量が多い物から少ない物までであると思いますので、高線量の物を対象にするなどグレーテッドアプローチを適用することを検討してはいかがでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被ばく量が少ない物も含めて廃止措置に伴う放射線被ばくの管理対象ですが、具体的な管理の方法については、考慮すべき被ばくの状況に応じて必要な管理を行うことを想定しています。 ➤ また、廃止措置計画に基づき、管理が適切に行われていることを審査及び検査で確認することとしています。
1-3-1	（変更方法に関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既認可の廃止措置計画は再処理規則の項順に記載しており、改正後の再処理規則に合わせて整理すると、本文及び添付の番号を変更、また、ほぼ全ての図・表番号、ページ番号、参照等を変更する必要があり、従来の変更申請と同様の新旧対照表を作成した場合、書類は膨大な量となる。このため、読み替えの対応表等を用いた合理的な手続きを可能とさせて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規則改正による廃止措置計画の変更について、読み替えの対応表等の使用を妨げるものではありません。具体的な変更方法については審査において確認していきます。
1-3-2	（変更方法に関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既認可案件、施行前申請案件、施行後の補正及び施行後の変更認可申請については、改正後規則の適用範囲及び標準的な移行方法を明確に示すとともに、改正後体系に合わせて全面的に再構成するのではなく、新旧対応表、読み替え表等の合理的な方法を可能とすべき。 	
1-4-1	（用語に対する御意見）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ご指摘の点については、試験研究用等原子炉の例に

1 改正規則に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>➤ 「状況」とは、すでに発生した事実を指す。 これに対し、「計画」とは、将来行うべき事項をあらかじめ定めることをいう。したがって、「状況」を「計画」とするというのは、おかしい。</p>	<p>ついで言えば、現行の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 6 第 2 項で申請書に添付する書類又は図面として規定する「既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料」を申請書本文に記載する事項として改めて規定するに当たり、規定ぶりを適正化したものです。</p> <p>➤ 同規則第 16 条の 9 第 1 項に基づき原子力規制委員会が廃止措置計画を審査する際、使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを確認する必要があるため、廃止措置計画にその旨記載することを求めるものであり、改正によって考え方が変わるものではありません。</p> <p>➤ よって原案のとおりとします。</p>
1-5-1	<p>（条番号に対する御意見）</p> <p>➤ 改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の七第二項中「、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う『前条』第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、」と規定しているが、この『前条』は『同条』とすべきではないか。（その他規則についても同様の御意見）</p>	<p>➤ 御指摘のとおり修正します。</p>
1-5-2	<p>（条番号に対する御意見）</p> <p>➤ 核燃料物質の使用等に関する規則第六条の三の二第二項中「第三号」を「第五号」に改めているが、「『前条第一項』第三号」を「『前条第一項』第五号」に改めるべきではないか。この点、新訂ワークブック法制執務第 2 版 154（P392）において「第〇条第一項」を</p>	<p>➤ 現行の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）第 6 条の 3 の 2 第 2 項の趣旨は、第 6 条の 3 第 1 項各号で規定する申請書の本文事項のうち、変更認可申請時の記載事項を規定する第 6 条の 3 の 2 第 1 項において、同項第 1 号及び第</p>

1 改正規則に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>「第〇条第二項」に改める場合には「第一項」を「第二項」に改めればよいのかという問いに対してその全部を引用すべき旨が示されており、かつ、17 頁 1 行目では「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改めているところ、原案はやはり不適切ではないか。</p>	<p>2 号に基づき常に記載を求める氏名・住所等及び事業所の名称・所在地以外の事項に係る変更に伴う添付資料の変更について網羅的に説明することを求めるものです。</p> <p>➤ このため、意見公募時点の案で「前条第一項第五号」と改正していた部分については、改正は不要であると判断し、従来通りの「前条第一項第三号」のままとしたことから、御指摘は当たらなくなりました。</p>

2 経過措置の考え方に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
2-1	<p>➤ 施工時点で既に廃止措置計画の申請をしている者においては、施行日もしくは認可の前に、改正内容への適合のための補正申請を行う必要があるのか。また、既に認可を受けている廃止措置計画については、施行時点で改正内容への適合のための変更認可申請を行う必要があるのか。あるいは、施行日以降に発生する最初の変更事由の申請の際に、審査基準等の改正内容を反映すればよいのか。</p>	<p>➤ 御指摘も踏まえ、改正規則の附則第 2 条を修正し、改正規則の施行日時点で廃止措置計画の認可又は変更の認可を申請中の試験研究用等原子炉設置者、加工事業者、廃棄事業者、核燃料物質の利用者については、なお従前の例により、改正前の規則に基づき処分を行うこととします。</p> <p>➤ 発電用原子炉設置者及び再処理事業者については、改正規則の施行日時点で申請中の案件に対する処分は、改正後の規則に基づき処分を行います。そのため、当該申請の補正が必要です。</p> <p>➤ 改正規則の施行日時点で既に廃止措置計画の認可を受けており、かつ、変更の認可の申請中ではない原子力事業者等の対応は、令和 8 年第 36 回原子力規制委員会（令和 8 年 10 月 14 日）資料 1「6. 施行時に既に認可を受けている廃止措置計画の取扱</p>
2-2	<p>➤ 施行日（令和 8 年 12 月 1 日）時点で既に申請中の廃止措置計画（または変更認可申請）に対する経過措置（従前の例による）について、施行後に補正等を行う場合の取り扱いや、新基準に基づく申請へのスムーズな移行を希望する場合の手続運用に関する技術的助言・相談体制をあらかじめ提示することを提案します。</p>	
2-3	<p>➤ 令和 8 年度第 24 回原子力規制委員会資料 2 では、施行時点で既に廃止措置計画を申請している者に対し、施設のリスク等を踏まえた「所要の措置」を講ずるとされています。</p> <p>➤ 上記 1 の文書再編及び上記 2 の財務的措置が審査中の申請において</p>	

2 経過措置の考え方に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>途切れないよう、施行前に、経過措置の対象となる申請の範囲又は判定条件、旧基準による審査を継続する事項、新基準に対応した追加説明又は補正を求める事項及び新基準への移行完了条件を示してください。</p> <p>➤ 個別施設の状況に応じて取扱いを変える場合でも、共通の判断要素及び処理の終了条件を示してください。該当する審査中申請が存在しない場合は、その旨を示してください。</p>	い」のとおりです。
2-4	<p>➤ 試験炉施設のリスク等を踏まえて経過措置規定を適用いただきたい。具体的には、附則第二条の「第二十二条の八第三項」の後に「又は第四十三条の三の二第三項」を加えていただきたい。</p>	
2-5	<p>➤ 試験炉施設の廃止措置計画のうち申請中のものについては、試験炉施設のリスク等を踏まえて、処分判断がなされるまで経過措置規定を適用いただきたい。</p>	
2-6	<p>➤ 今回の規則改正を踏まえた廃止措置計画の変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更にと考えられることから、廃止措置計画に係る軽微な変更として届出とさせて頂きたい。</p>	
2-7	<p>➤ 関連資料「令和8年度第24回原子力規制委員会資料2」の「3. 改正方針(1)」においては、「本改正は、廃止措置計画認可の審査基準等の記載事項を整理したものであり、改正前後において、確認する内容は変わらない。」とされている。このため、全面的な変更が必要となる場合であっても、技術的内容に実質的な変更がない限り、第113条（廃止措置計画に係る軽微な変更）に規定する届け出による変更手続きによる対応も可能とすべきである。</p>	
2-8	<p>➤ 本文事項及び添付事項の整理に伴い、図表番号、ページ番号、参照箇所その他記載形式上の変更が生じる場合であっても、実質的な安</p>	

2 経過措置の考え方に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	全性への影響を伴わない変更については、その内容に応じて軽微変更又は届出等の手続により対応可能とすることが適当と考える。変更認可を要する変更と、軽微変更又は届出により対応可能な変更との判断基準を明確に示されたい。	

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
3-1-1	<p>（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に対する御意見）</p> <p>➤ 廃止措置のために専ら導入する施設(専ら施設)に関し、申請時点で詳細な仕様や検査計画、使用開始日を確定させることが困難な場合について、主要な方針や基本設計を示した上で、工事着手や使用開始前の段階に応じて詳細を確定・補正(あるいは変更認可)できる柔軟な運用が可能である旨を、審査基準本文または注記に明示することを提案します。</p>	<p>➤ 検査の計画及び使用開始日については、必ずしも暦日の記載を要求するものではなく、使用開始の起点を定めていること、施設の使用開始前に行う検査も含めて検査計画を立てていることを求める趣旨です。</p> <p>➤ 専ら施設の設計及び工事の計画は、専ら施設が廃止措置時に新たに設置されるものであり、事前に設計等を確認する必要があることから記載を求めているものです。このため、設計及び工事の計画について内容が確定してから専ら施設に係る申請を行っていただく必要があります。</p> <p>➤ また、一度認可された検査の計画や使用開始日を変更する場合には、内容に応じて軽微な変更として事後届出が可能か否かを個々に判断します。</p>
3-1-2	<p>（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に対する御意見）</p> <p>➤ 専ら廃止措置を講ずるために使用する性能維持施設に係る検査計画及び使用開始日について、廃止措置計画認可申請時点で求められる記載内容及び具体化の程度に関する基本的な考え方を明確に示されたい。対象設備の設計及び工事の進捗状況に応じて、合理的な範囲で検査計画を記載し、その後段階的に詳細化できる考え方とされたい。また、使用開始日については、申請時点で具体的な日付を確定できない場合があることから、合理的な取扱いの考え方を示されたい。</p>	
3-1-3	（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期	

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>間に対する御意見)</p> <p>➤ 専ら廃止措置を講ずるために使用する性能維持施設に係る工事工程、検査日程又は使用開始日を認可後に変更しようとするとき、当該変更内容については施設の保全上支障のない変更であると考えられるので、廃止措置計画に係る軽微な変更として法第 43 条の 3 の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 12 条の 6 第 5 項に基づく事後届出とさせていただきたい。</p>	
3-1-4	<p>(性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見)</p> <p>➤ 専ら施設について、今回の改正は廃止措置計画に係る原子力規制検査の確認を着実にを行うための見直しとされている。</p> <p>➤ 専ら施設の「設計及び工事の計画」とあるが、「設計」については、他の性能維持施設と同様に「(4)で選定された性能維持施設のそれぞれの位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」の審査基準により示されることから、ここは「工事の計画」が適切ではないか。</p>	<p>➤ 御指摘の、性能維持施設のうち専ら施設に対して設計及び工事の計画の記載を求めたのは、専ら施設が廃止措置の段階で新たに設置される施設であり、設計及び工事の計画の認可を受けておらず、設計を把握する必要があることによるものです。</p> <p>➤ 専ら施設の設計及び工事の計画を記載することで、当該施設が性能維持施設としての機能を持っているかの確認及び確実な原子力規制検査の実施が可能となることから、廃止措置の確実な実施につながります。</p> <p>➤ このため、原案のとおりとします。</p>
3-1-5	<p>(性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見)</p> <p>➤ 性能維持施設の詳細設定を求める規定は、事業者・行政双方の事務負担を増大させ、国による過剰介入となります。確認内容が実質変わらないのであれば、記載義務を大幅に削減してください。</p>	
3-2-1	<p>(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見)</p> <p>➤ IRRS 勧告を踏まえた費用見積りおよび資金調達計画の説明において、国立研究開発法人(JAEA 等)や大学・研究機関等の運営費交付金・予算措置に依存する施設に関し、審査で確認する具体的な着眼</p>	<p>➤ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、2026 年度 IRRS ミッション報告書に基づく勧告を踏まえ、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認</p>

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	点や確認書類の例示(中長期計画との整合性、予算要求手続の明記等)を記載要領・解説に追記することを提案します。	<p>することを明確化するものです。</p> <p>➤ 費用の適切性及び調達方法の確実性を審査するに当たっては、施設の性質や廃止措置の段階に応じて審査の中で個別に判断する必要があるため、審査基準案では共通の確認の考え方及び確認する資料の例を示しています。</p>
3-2-2	<p>(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見)</p> <p>➤ 廃止措置費用の適切性及び資金調達の確実性について、共通して確認する評価観点を明確にしてください。個別審査において共通して確認する評価観点として、少なくとも見積総額の基準時点及び対象範囲、詳細が未確定の工事費用の見積方法、費用を総額に含めていない場合の項目、理由及び記録方法、見積りに用いた工程、工法、物価、処分方法その他の前提条件、単一の確定額を算出できない場合の概算、幅又は不確実性の示し方、物価、工程、工法、施設状態又は処分方法の変化に伴う再評価条件、積立基金、運営費交付金その他の資金を「確実」と判断する際に確認する資料、将来の予算措置に依存する場合に、どの範囲までを確実と評価するか、必要な時期に必要な資金を利用できることの確認方法、見積不足又は資金不足が判明した場合の記録、計画変更、関係機関への受渡し、再審査その他の処理、評価結果の記録先及び次回評価への引継ぎ方法を解説又は関連資料に示してください。</p>	
3-2-3	<p>(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見)</p> <p>➤ 費用見積り・資金調達計画の追記義務は、事業者のコストを押し上げ、電気料金等を通じて国民負担を増やします。行政自身の事務を削減し、浮いた財源を減税に回してください。</p>	
3-2-4	<p>(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見)</p> <p>➤ 解体に要する費用の見積もり総額が適切であることの説明におい</p>	

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	て、見積もりの根拠資料が例示されていますが、社外秘であり、提示できません。総額が適切であることの判断基準を、教示ください。	
3-2-5	（廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見） ➤ 資金の調達が確実に行われることについての説明で交付金等の充当とありますが、個々の会社の会計処理等の情報は、提示できません。資金の調達が確実に行われることの判断基準を教示ください。	
3-3-1	（放射線被ばくの管理に関する御意見） ➤ 今回本文に格上げとなった経緯を教示ください。添付書類(3)における説明書と重複しないような内容にしてください。	➤ 第24回原子力規制委員会（令和8年7月29日）資料2に記載したとおり、廃止措置に伴う放射線被ばくの管理は、変更も含めて確認すべき事項であるため本文事項として明確化するものです。 ➤ 実用発電用原子炉の廃止措置計画における3.(3)の具体的な記載内容としては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第6号イ、研究開発段階発電用原子炉の廃止措置計画における具体的な記載内容としては、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第3条第1項第6号イと同等の内容を想定しています。本文事項と添付事項の記載の重複も含めた具体的な内容については、審査の中で確認していきます。
3-3-2	（放射線被ばくの管理に関する御意見） ➤ 本文(8)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄と添付書類(3)廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書において、放射性廃棄物の適切な廃棄が行われることが重複した記載要求となっている印象を与える。実際に記載要求が重複しているのであれば、一方を削除すべきではないか。また、記載要求が異なる場合は、要求内容が明確となるように表現を見直していただきたい。	
3-4-1	（廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する御意見） ➤ 廃止措置計画の審査基準(10)廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書内容：削除理由は、本文と記載が重複しているためという理由で認識はよい。 また今後の申請において、削	➤ 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る改正については、申請書本文事項と添付書類における重複を解消することを目的としています。

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	除内容を、本文に反映は必要でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に記載していた事項を「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の項目に追記する必要はありませんが、具体的な内容については、審査の中で確認していきます。
3-5-1	（廃止措置計画認可の参考知識に関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 17 ページ 4 性能維持施設 5)1 内容：「解体撤去」とあるが、他の文面は、撤去が削除されており、誤記でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ修正します。
3-6-1	（軽微な変更の対象に関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書本文事項へ格上げされる事項（使用済燃料の取出し状況、被ばく管理、品質マネジメントシステム等）について、現場での軽微な手順変更や記載の微修正が毎回「変更認可申請」を要する事態とならないよう、審査基準の「解説」または「運用ガイド」において、変更認可を要する変更と、保安規定等の下位文書での管理で足りる「軽微な変更」との識別基準や判断指針を明記することを提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 軽微な変更の定義については、事業規則ごと（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 118 条第 1 項では「廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更」）に規定していますが、その判断基準を明確化するためにも具体的な届出の実績を積み重ねる必要があると考えています。
3-7-1	（申請書本文事項と添付事項の位置づけに関する御意見） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本文事項と添付事項については、本文には認可対象となる基本事項を記載し、添付書類にはその根拠、評価方法及び補足説明を記載するという基本的な位置づけを明確に示されたい。また、本解説に記載されていない資料の提出を求める場合の考え方及び範囲についても明確に示されたい。 ➤ 今回の改正では、これまで添付事項として整理されていた一部事項が本文事項へ移行されている。一方で、添付書類の位置付けについては、本文記載事項の根拠説明を目的とするものなのか、又は従来どおり詳細説明を求めるものなのかが必ずしも明確ではない。さら 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」3. において、「廃止措置計画の認可申請書の記載事項ごとに審査における基準を以下に示す。」と記載のとおり、申請書本文事項は認可対象となる事項になる旨を示しています。 ➤ また、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」の「申請書に添付する書類についての記載要領」の柱書きに記載のとおり、申請書に添付する書類は、審査に当たって申

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>に、審査基準案では、「申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる」とされている一方、「本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び関係規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する」とされている。このため、添付書類の位置付けが、本文記載事項の根拠説明に限定されるものなのか、又は本文記載事項とは別に追加的な説明資料を求め得るものなのかが必ずしも明確ではない。</p>	<p>請書本文の記載根拠を確認するために用いるものです。</p> <p>➤ また、申請書に添付する書類の内容が「申請書に添付する書類についての記載要領」で示すものに限定されるものではない理由は、施設の性質によっては、添付書類の記載要領で示した資料以外の資料の方が申請者にとって認可基準の適合性が説明しやすい場合があります。</p>
3-8-1	<p>(構成に対する御意見)</p> <p>➤ 本改正の目的の一つである「審査基準、記載要領及び解説資料を区別してわかりやすく整理する」点をさらに徹底するため、文書の各章の見出しや構成において、どこまでが「要求事項(審査基準)」であり、どこからが「添付書類の書き方(記載要領)」や「解釈・参考情報(解説)」であるかが一目で識別できるよう、明瞭な区分けや注記を行うことを提案します。</p>	<p>➤ 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準(案)(以下「審査基準案」という。)、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準(案)ともに、本文に規定している審査基準と「解説」として別記している記載要領等は明確に区別して記載されているものと考えています。</p>

4 改正令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
4-1-1	<p>（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見）</p> <p>➤ 廃止措置のために専ら導入する施設（専ら施設）に関し、申請時点で詳細な仕様や検査計画、使用開始日を確定させることが困難な場合について、主要な方針や基本設計を示した上で、工事着手や使用開始前の段階に応じて詳細を確定・補正（あるいは変更認可）できる柔軟な運用が可能である旨を、審査基準本文または注記に明示することを提案します。</p>	➤ 3-1-1 と同様
4-1-2	<p>（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見）</p> <p>➤ 3 ページ 「専ら施設」について、規制の対象になる施設について、線量の場合であれば、どのくらいの線量を抑制する場合は規制対象になるのかなど、現状想定している規制の対象となるのがどういった程度なのかを示してください。また、高線量が想定される場合についてのみ規制の対象にするなど、グレーテッドアプローチを適用することを検討してはいかがでしょうか？</p>	➤ 「専ら施設」の対象は、「廃止措置の実施に当たって、公衆及び放射線業務従事者の線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備」であり、設置する場所の線量の多寡により規制の対象となるか否かが左右されるものではありません。
4-2-1	<p>（軽微な変更の対象に関する御意見）</p> <p>➤ 申請書本文事項へ格上げされる事項（使用済燃料の取出し状況、被ばく管理、品質マネジメントシステム等）について、現場での軽微な手順変更や記載の微修正が毎回「変更認可申請」を要する事態とならないよう、審査基準の「解説」または「運用ガイド」において、変更認可を要する変更と、保安規定等の下位文書での管理で足りる「軽微な変更」との識別基準や判断指針を明記することを提案します。</p>	➤ 3-6-1 と同様
4-3-1	<p>（解体の対象となる施設及びその解体の方法に関する御意見）</p> <p>➤ 2 ページ 2) 解体の方法について、「施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等」と記載があるが、</p>	➤ 廃止措置のために既存の施設に代えて新たに給排気設備を設けることを妨げるものではありません。詳細については審査の中で確認していきます。

4 改正令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
	廃止措置に移行する前から設置してある給排気設備を維持するのではなく、新たに設けた局所的な排気設備でもいいでしょうか？	
4-3-2	<p>（解体の対象となる施設及びその解体の方法に関する御意見）</p> <p>➤ 2 ページ 2) 解体の方法について、「施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等」と記載があるが、施設の給排気系の機能を維持せずにマスクを使用した放射線被ばくの防止措置があると思うがそれでもいいでしょうか？</p>	<p>➤ 特に空気中に放射性物質が飛散するおそれのある作業を行う場合、マスクを使用した放射線被ばくの防止措置を行えば施設の給排気系の機能の維持が不要になるわけではありません。詳細については審査の中で確認していきます。</p>

5 その他の御意見		
5-1	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本改正では、廃止措置計画の審査実績を踏まえ、変更状況を含めて確認すべき事項を申請書本文へ移し、本文と添付書類の重複を解消するとされています。また、審査基準、記載要領及び解説資料を区別し、添付書類を申請書本文事項の補足資料として整理する一方、改正前後で確認する内容は変わらないと説明されています。 ➤ 規則案には新旧対照表が付されているため、各規則内の条項の追加、削除及び移動は一定程度追跡できます。しかし、全部改正される次の二つの審査基準については、改正前の各確認項目が、改正後の審査基準、解説 1、解説 2、申請書本文又は添付書類のどこへ移動したのかを一体的に確認できません。 ➤ 改正後の審査基準では、添付書類は申請書本文の記載根拠を確認するために用いるものと整理されています。しかし、文言が改正後のいずれかの場所に存在するだけでは、その確認機能が認可審査、変更認可及び検査において維持されることまで確認できません。 ➤ このため、最終決定時まで、又は遅くとも施行前に、次の事項を一体的に確認できる統合対応表その他の公表用資料を示してください。 ➤ 今回の改正により、移動、統合、削除又は実質的な位置付けの変更が生じる確認項目及びその機能、改正後の記載位置、移動、統合、削除、表現修正又は実質追加の区分、認可審査、変更認可又は検査における使用先、移動又は削除後も従来の確認機能が維持されることを確認した方法及び結果の概要、改正後の位置又は処理先を確定できなかった項目がある場合の理由、記録先、担当主体及び処理方法 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御指摘を踏まえ、2026 年 8 月 5 日付けで意見公募ページに現行の発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準及び令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準を添付しました。 ➤ なお、現行の法令は、原子力規制委員会ホームページ（以下 URL 参照）に掲載しております。 https://www.nra.go.jp/law_kijyun/law/hourei_naikitou_no_bunsho.html
5-2	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今回の「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案」および「廃止措置計画の審査基準の全部改正案」について、制度の明確化という方向性自体は理解いたします。しか 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項の「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって」の趣旨は、命令等の案が命

5 その他の御意見		
	<p>し、本件には成果目標や客観的な効果検証指標（KPI）が示されておらず、行政手続法 39 条 2 項が求める「具体的かつ明確な内容」になっているとは言い難いと考えます。</p> <p>➤ 行政手続法 39 条 2 項は、国民が行政の内容を理解し、適切に意見を述べられるようにするための最低限の要件です。これが満たされない状態では、国民の監視機能が働かず、結果として行政官自身の負担やリスクも増えてしまいます。制度の趣旨を踏まえ、今回の改正案にも成果目標と KPI を設定し、明確に公示していただく必要があります。</p>	<p>令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が具体的かつ明確に記載されていることを求めるものです。原案は、定めようとする内容を改正案の形で具体的かつ明確に示しており、この要件を満たしていると考えています。</p> <p>➤ よって原案のとおりとします。</p>